

横浜市屋外広告物条例施行規則の一部改正等について 皆様の御意見を募集します。

【募集期間】令和4年1月4日（火）から2月3日（木）まで（必着。郵送の場合は当日消印有効。）

第1 趣旨

令和3年10月5日に横浜市屋外広告物条例（以下「条例」という。）を改正し、活力ある街並みの形成等に特に寄与する行事、催物等で掲出する屋外広告物に関する協議制度（以下「イベント広告物協議制度」という。）の新設、屋外広告物（以下「広告物」という。）の点検の義務化等を規定しました。この条例改正に伴い、イベント広告物協議制度に係る協議基準を新設するとともに、横浜市屋外広告物条例施行規則（以下「規則」という。）について一部改正をします。

また、条例及び規則の改正に伴い、現審査基準を廃止し、新たに審査基準を横浜市屋外広告物条例事務処理要綱（以下「要綱」という。）に規定するため、要綱を一部改正します。

第2 イベント広告物協議制度に係る協議基準の内容

1 指定区域（条例第10条第1項関係）

指定区域は、横浜市内における都市計画法により定められた近隣商業地域及び商業地域とします。

2 協議基準（条例第10条第4項関係）

協議の成立に必要な基準は、次のとおりとします。ただし、まちの活性化又は良好な景観の形成に寄与すると市長が特に認めたものはこの限りでない。

(1) 行事、催物等の主催者が次の各号のいずれかに該当すること。

- ア 国
- イ 地方公共団体
- ウ 公益法人
- エ 横浜市の外郭団体
- オ アからエまでの団体が主体的に参加する実行委員会等の実施主体
- カ ア又はイから行事、催物等の開催について推薦等を受けた団体

(2) 行事、催物等の内容が次の各号のいずれかに該当すること。

- ア 地域の振興
- イ 観光の振興
- ウ まちづくりの推進

- エ 学術、文化及び芸術の振興
 - オ スポーツの振興
 - カ 国際相互理解の促進
 - キ 地球環境の保全
 - ク 青少年の健全な育成
 - ケ その他前各号に準ずる公益に関する目的を有するもの
- (3) 広告物又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を表示し、又は設置する期間が次の各号のいずれかに適合すること。
- ア 広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）を表示し、又は設置する日から原則 7 日以内とし、再度同一の区域に広告物等を表示し、又は設置する場合は、前表示又は設置期間の 5 倍の日数を空けること。
 - イ 広告物等を表示し、又は設置する日から 1 年以内とし、1 日当たりの表示時間が原則 10 分以内であること。
- (4) 広告物等に商業広告を表示する場合は、当該商業広告の割合が次の各号のいずれかに適合すること。
- ア 投影広告物の場合は、商業広告の表示に係る時間と当該表示に係る表示面積の積を総表示時間と総表示面積の積で除して得た数値が原則 3 分の 1 以下であること。
 - イ 投影広告物以外の広告物等の場合は、次の各区分に応じ、それぞれに掲げる面積以下とすること。ただし、映像装置を使用する広告物等にあつては、商業広告の表示に係る時間と当該表示に係る表示面積の積を総表示時間と総表示面積の積で除して得た数値が次の各区分に応じ、それぞれに掲げる面積以下とすること。
 - (ア) 表示面積が 10 平方メートル未満の広告物等 当該広告物等の表示面積の 10 分の 1
 - (イ) 表示面積が 10 平方メートル以上 20 平方メートル未満の広告物等 1 平方メートル
 - (ウ) 表示面積が 20 平方メートル以上の広告物等 当該広告物等の表示面積の 20 分の 1
- (5) 広告物等の表示内容が法令及び公序良俗に反しないこと。
- (6) 広告物等の表示内容が一般的に認知され、不特定多数が理解できるものであること。
- (7) 投影広告物、映像装置を使用する広告物等又は点滅装置を使用する広告物等（以下「投影広告物等」という。）は、都市計画法により定められた商業地域外に表示し、又は設置しないこと。
- (8) 投影広告物等は、表示時間を原則午後 10 時までとすること。

- (9) 投影広告物等が点滅する場合は、原則として1秒間に3回を超える使用を避けるとともに、次に掲げる事項を留意すること。
- ア 鮮やかな赤の点滅は特に慎重に扱うこと。
 - イ 避けるべき点滅映像を判断する基準は、点滅が同時に起こる面積が表示面積の4分の1を超え、かつ、輝度変化が10パーセント以上の場合とする。
 - ウ 鮮やかな赤の点滅を避けた上、点滅が同時に起こる面積が表示面積の4分の1を超え、かつ輝度変化が10パーセントを超える場合、点滅は1秒間に5回を限度とし、かつ、輝度変化は20パーセント以下に抑えること。加えて、連続して2秒間を超える使用は行わないこと。
- (10) 投影広告物等が点滅する場合は、コントラストの強い画面の反転や画面の輝度変化が20パーセントを超える急激な場面転換は、原則として1秒間に3回を超えて使用しないこと。
- (11) 広告物等の表示内容が当該広告物等を表示し、若しくは設置する場所又は横浜市域全体の魅力創出、賑わい形成又は意識醸成等に資するものであること。
- (12) 都市計画法により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域から容易に展望できる場所に表示し、又は設置する投影広告物等については、当該第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の良好な景観の形成及び風致の維持に配慮した表示の方法とすること。
- (13) 広告物等を表示し、又は設置する場所に係るまちづくり協議、景観計画及び都市景観協議地区等の地域のルールを遵守すること。
- (14) 広告物等の表示内容が歩行者、車両運転者等の注意を著しく引く恐れがあるもので、次に掲げるものに該当しないこと。
- ア 読ませる広告（一目で判別できない文章は原則避けること）
 - イ 規則的なパターン模様（しま模様、渦巻き模様、同円心模様など）
- (15) 広告物等の表示内容が信号、交通標識等の交通情報又は船舶信号と混同する恐れのあるものではないこと。
- (16) 投影広告物を道路を挟んで表示する場合は、事前に交通管理者、道路管理者等と協議し了承を得ること。
- (17) 広告物等を条例第7条に規定する禁止物件に表示し、又は設置する場合は、当該禁止物件の管理者と協議し了承を得ること。

第3 規則改正の内容

1 投影広告物に関する規定関係（条例第16条第1項第10号関係）

プロジェクションマッピングに代表される、投影により映像等を表示する「投影広告物」について、次の規制内容を規則で定めます。

(1) 用途地域による投影広告物の規制

ア 都市計画法により定められた市街化調整区域（以下「市街化調整区域」という。）、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域（以下「第一種中高層住居専用地域」という。）及び第二種中高層住居専用地域（以下「第二種中高層住居専用地域」という。）内に表示しないこと（15秒以上静止した映像のみを表示するものを除く。）。

イ 都市計画法により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域（以下「低層住居専用地域」という。）から容易に展望できる場所に表示する投影広告物については、当該低層住居専用地域の良好な景観の形成及び風致の維持に配慮した表示の方法とするよう努めなければならない。

(2) 信号機のある交差点付近の投影広告物の規制

信号機が設置されている交差点（交差する1以上の道路の車線の数4以上のもの）の停止線及びその延長線から5メートル外側の線で囲まれた道路の区域並びに当該区域から水平距離5メートル以内の区域（道路の区域を除く。）に表示しないこと。

(3) 建築物その他の工作物の外面に投影広告物を表示する場合

ア 投影広告物の表示面積は、建築物その他の工作物の外面の40分の3以下とすること。

イ 低層住居専用地域の建築物の屋根又は屋上に表示しないこと。

(4) 屋上看板を利用して投影広告物を表示する場合

ア 低層住居専用地域内に表示しないこと。

イ 市街化調整区域及び第一種中高層住居専用地域内の投影広告物にあつては、表示面積は12.5平方メートル以下とすること。

ウ 第二種中高層住居専用地域及び都市計画法により定められた第一種住居地域（以下「第一種住居地域」という。）内の投影広告物にあつては、表示面積は25平方メートル以下とすること。

エ 都市計画法により定められた第二種住居地域（以下「第二種住居地域」という。）内の投影広告物にあつては、表示面積は37.5平方メートル以下とすること。

オ 都市計画法により定められた準住居地域（以下「準住居地域」という。）内の投影広告物にあつては、表示面積は50平方メートル以下とすること。

カ アからオまでに規定する区域又は地域以外の地域内の投影広告物にあつては、表示面積は100平方メートル以下とすること。

- (5) 袖看板を利用して投影広告物を表示する場合
表示面積は、12.5平方メートル以下とすること。
- (6) 広告塔等を利用して投影広告物を表示する場合
 - ア 市街化調整区域、低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域内の投影広告物にあつては、表示面積は6.25平方メートル以下とすること。
 - イ 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域内の投影広告物にあつては、表示面積は12.5平方メートル以下とすること。
 - ウ ア又はイに規定する区域又は地域以外の地域内の投影広告物にあつては、表示面積は18.75平方メートル以下とすること。
 - エ 広告塔等を利用する投影広告物相互の間の水平距離は、1メートル以上とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (ア) 自家用屋外広告物を表示する場合
 - (イ) 管理用屋外広告物を表示する場合
 - (ウ) 当該広告塔等を利用する投影広告物の表示面積と当該広告塔等を利用する投影広告物から水平距離1メートル未満の範囲内の他の広告塔等を利用する投影広告物の表示面積との合計がアからウまでに規定する区域又は地域の区分に応じ、それぞれアからウまでに規定する表示面積の上限を超えない場合
- (7) 条例第12条第1項第4号の規定により適用除外となる自家用屋外広告物の場合は、投影広告物を条例第6条第1項に規定する禁止地域内に表示し、又は設置しないこと（ただし、15秒以上静止した映像のみの場合は除く。）。
- (8) 条例第12条第1項第5号の規定により適用除外となる管理用屋外広告物の場合は、投影広告物を表示し、又は設置しないこと。

2 広告物等の点検義務及び維持管理主任者の設置義務の規定関係（条例第20条及び第20条の2関係）

継続的に広告物等を表示し、又は設置する者に対して、広告物等への安全管理責任をより明確にするため、広告物等の点検を義務化するとともに、広告物等の管理者とは別に、維持管理主任者の設置を条例で義務化しました。そこで、点検者の範囲を定めるとともに、これらの有資格者が点検及び管理を行う広告物等の範囲を規則で定めます。

- (1) 有資格の点検者の範囲
 - ア 建築士法に規定する一級建築士又は二級建築士の資格を有する者
 - イ 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物等の点検に関する技能講習の修了者

- (2) 有資格者による点検及び維持管理主任者設置の対象範囲
 - ア 壁面看板（塗料により直接表示される広告物を除く。）、袖看板又は広告塔等であって、これらの広告物等の上端の高さが地上から4メートルを超える位置に表示し、又は設置するもの
 - イ 屋上看板又はアーチを利用する広告物等
- (3) その他
 - ア 点検義務の規定関係
継続申請の際に点検報告書を求めるほか、点検者が有資格者の場合、その者の資格を証する書面も求めます。
 - イ 維持管理主任者設置義務の規定関係
申請等の際に維持管理主任者の記載を求めるほか、その者の資格を証する書面を求めます。

3 違法な広告物等の掲出者に対する公表制度の新設（条例第23条の2関係）

違法な広告物等の自主的な撤去を促すため、撤去命令等を受けた者が命令に従わない場合は、掲出者名等を公表する制度を新設したため、その手続内容を規則で定めます。

- (1) 公表内容
 - ア 撤去命令等を受けた者の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - イ 命令の内容又は命令に従わない事実
- (2) 公表前の意見聴取
 - ア 撤去命令等を受けた者からの意見の聴取は、市長が口頭であることを認めた場合を除き、命令を受けた者が意見書を提出して行うものとする。
 - イ 意見の聴取を行うときは、事前に次に掲げる事項を撤去命令等を受けた者に通知する。
 - (1) 公表しようとする内容
 - (2) 公表の根拠となる条例等の条項
 - (3) 公表の原因となる事実
 - (4) 意見書の提出先及び提出期限（口頭による意見の聴取を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

4 その他

- (1) 禁止地域である高速道路、河川等の適用除外（条例第13条第3項及び第4項関係）
高速道路、河川等の禁止地域内の適用除外となる広告物等のうち、点滅装置、

- 映像装置及び投影広告物の使用は禁止します（15秒以上静止した映像は除く。）。
- (2) 景観法に基づく景観計画区域内の屋外広告物の制限（条例第16条第2項関係）
横浜市景観計画に広告物等の表示及び設置に関する行為の制限が定められているため、その制限内容を規則で定めます。
- (3) イベント広告物協議制度の手続（条例第10条第5項関係）
イベント広告物協議制度の申出に関し、申出書の記載事項及び添付書類を規定します。

第4 要綱改正の内容

1 広告物の定義の明確化（屋外広告物法（以下「法」という。）第2条第1項及び条例第2条関係）

広告物の定義を次のとおり解釈します。

定義	解釈
「常時又は一定の期間継続して」	広告物は表示する期間ではなく、定着して表示されるものに限ることをいう。
「屋外で」	広告物は建築物、自動車等の外側にあることを必要とすることをいう。
「公衆に」	広告物が単に不特定多数に対して表示するという意味ではなく、法の目的に照らして、建築物等の管理権等から総合的に判断することをいう。
「表示」	広告物に一定の観念、イメージ等を表示することをいう。

2 屋外広告業の定義の明確化（法第2条第2項及び条例第2条関係）

屋外広告業の「営業」とは、広告主から広告物等の表示又は設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示し、又は設置することを業として行うこととします。

3 掲出物件の明確化（法第1条、条例第1条及び規則第3条第1項第2号関係）

掲出物件とは、板面、枠、柱、基礎、照明装置その他これらに類するものとします。

4 管理用屋外広告物の定義の明確化（条例第2条第4号関係）

管理用屋外広告物の「管理上必要な事項」とは、次に掲げるものとします。

- (1) 自己の管理する土地又は物件に対する迷惑行為を予防するもの
- (2) 自己の管理する土地又は物件の交通整理、安全等に供するもの
- (3) 自己の管理する土地が更地で、当該更地を管理する者の管理者の氏名、連絡先のみ示すもの
- (4) 前各号に掲げるものの他にこれらに類するもの

5 禁止物件の定義の明確化（条例第7条第1項第1号及び第10号関係）

禁止物件である「高架構造物」とは、道路、通路又は鉄道等が地上から持ち上げられたもので、道路、通路、鉄道又は河川等を跨いで設置されるものとします。

6 広告物等の継続許可申請の際に必要な写真の範囲の明確化（規則第8条第2項第1号及び第10条第2項第1号関係）

継続許可申請の際に必要な写真は、広告物等（当該広告物等の周辺を含む。）の遠景及び近景から撮影したものとします。

7 電車及び自動車の定義の明確化（条例第12条第1項第2号、第13条第2項第1号、第16条第1項第8号及び別表並びに規則第6条第1項第8号関係）

電車及び自動車の定義は、次のとおりとします。

(1) 電車

次に掲げるものとします。

- ア 鉄道事業法による鉄道事業の用に供する車両
- イ 鉄道事業法による索道事業の用に供する搬器
- ウ 軌道法による軌道事業の用に供する車両

(2) 自動車

道路運送車両法に規定する自動車とします。

8 公共的施設の学校及び病院の定義の明確化（条例第12条第2項第1号関係）

(1) 学校

次に掲げるものとします。

- ア 学校教育法に規定する学校、専修学校及び各種学校
- イ 私立学校法に規定する学校

(2) 病院

病院法に規定する病院とします。

9 公共目的等で広告物等を表示し、又は設置する場合の手続の明確化（条例第12条第2項第3号関係）

公共目的等で広告物等を表示し、又は設置する場合は、景観を阻害しないと市長が認める必要があるため、その手続の際に必要な書類、その提出方法等を定めます。

10 東名高速道路、東海道新幹線等の禁止地域の適用が除外となる場合の手続の明確化（条例第13条第4項第3号関係）

東名高速道路、東海道新幹線等の禁止地域の適用が除外となるには当該路線から広告物等が明らかに展望できないと市長が認める必要があるため、その手続の際に必要な図書として、当該路線及び広告物等から撮影する写真並びに地図を求めるとします。

11 広告物等の基準の明確化（規則第6条関係）

- (1) 建築物その他の工作物の外面を利用する広告物等の表示割合の算定（規則第

6条第1項第1号ア関係)

建築物その他の工作物の外面（以下「外面」という。）を利用する広告物等の表示割合の算定に係る分母は、広告物等の表示方向から見た場合の当該広告物等を表示し、又は設置する建築物その他の工作物の投影面積とします。ただし、当該投影面積のうち、当該広告物等を表示し、又は設置する外面と平面図上異なる角度となる外面は含まないものとする。

(2) 広告宣伝用自動車の定義の明確化（規則第6条第1項第8号関係）

広告宣伝用自動車は自動車登録規則に規定する広告宣伝用自動車とします。

(3) 定期路線の乗合自動車の定義の明確化（規則第6条第1項第8号イ関係）

定期路線の乗合自動車とは、道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供し、道路運送法施行規則に規定する路線定期運行で運行する自動車とします。

12 広告物等の表示面積及び高さの算定の明確化（条例及び規則関係）

(1) 広告物等の表示面積の算定

1個の内容について複数の広告物で表示する場合は、各広告物の間の面積を加えて当該広告物の面積とします。

(2) 広告物等の高さの算定

広告物等の高さは、広告物等の最下部から最上部までの高さにより算定します。

第5 施行年月日

令和4年4月1日

【参考資料】

- 1 屋外広告物法
- 2 横浜市屋外広告物条例
- 3 横浜市屋外広告物条例施行規則
- 4 横浜市屋外広告物条例に基づく指定地域
- 5 横浜市景観計画
- 6 横浜市屋外広告物条例事務処理要綱
- 7 横浜市屋外広告物条例及び同解説
- 8 関係法令